○泉佐野市環境美化推進条例

平成17年12月22日
泉佐野市条例第40号

(目的)

第1条　この条例は、清潔で美しいまちづくりを図るため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止するための措置を講じ、もって快適な生活環境の保全と都市環境の美化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き缶等　飲食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。

(2)　吸い殻等　たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及びこれらの包装紙並びに紙くずその他これらに類するものをいう。

(3)　ポイ捨て等　空き缶等及び吸い殻等を回収容器その他の定められた場所以外の場所に捨てること並びに飼い犬等の愛玩動物のふんを放置することをいう。

(4)　美化清掃活動　個人又は団体が自発的に清潔で美しいまちづくりを図るために清掃等の活動をすることをいう。

(市の責務)

第3条　市は、ポイ捨て等を防止するために必要な施策を実施しなければならない。

2　市は、この条例の目的を達成するために、市民及び事業者の啓発に努めるとともに、美化清掃活動に対し、積極的な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条　市民及び事業者は、自らポイ捨て等の防止に努めなければならない。

2　市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するとともに、美化清掃活動の充実に努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第5条　飼い犬等の愛玩動物の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)は、当該動物を適切に管理し、公共の場所へ連れていく場合は、ふんを処理するための用具を携帯し、当該動物がふんをしたときは、適切に処理しなければならない。

(自動販売機設置者の責務)

第6条　自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により飲食料を販売する者は、当該自動販売機ごとに空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(環境美化模範地域)

第7条　市長は、美化清掃活動が活発で模範となるべき地域を環境美化模範地域として指定することができる。

(禁止行為)

第8条　何人も、ポイ捨て等をしてはならない。

(勧告)

第9条　市長は、前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該違反行為を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(公表)

第10条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(泉佐野市を美しくする条例の廃止)

2　泉佐野市を美しくする条例(昭和57年泉佐野市条例第6号)は、廃止する。